

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者様

蒲郡市 上下水道部 水道課長

給水装置工事における離隔等について（通知）

昨今、道路分給水管の施工時に給水装置工事施工基準（以下「施工基準」という。）に違反していることが疑われる事例が発生しています。下記のことについて十分留意し、給水装置工事施工基準を順守し、指定給水装置工事事業者として信用を失墜することがないようにしてください。

記

1 道路分給水管の位置

- (1) 分水栓の取付間隔は50 cm以上、受け口・挿し口両面から50 cm以上離すこと。
※50 cm以上離隔を取ることが難しい場合は事前に経営給水担当と協議の上30 cm以上を可能とする。
- (2) 異形管から分岐しないこと。
- (3) 道路分給水管は、原則として、配水管の布設してある道路の境界線までは配水管とほぼ直角にかつできる限り水平に布設すること。
- (4) 道路下に埋設された各種埋設物の占用位置及び埋設深さ等の調査と確認をした後、施工すること。（中電・NTT地下ケーブル・ガス管等）その際、道路分給水管と他占用物との離隔を確保すること。※埋設物同士の離隔は30 cm以上確保すること、難しい場合は事前に経営給水担当に相談すること。

2 留意事項

- (1) これによらず施工した場合は、条例によりその行為をした者又はさせた者に対し、5万円以下の過料を科すことがあります。さらに、指定給水装置工事事業者にあつては、規程等により指定の取り消しとなることがあります。また、指定の効力を停止するに至らない程度の不正又は不誠実な行為であっても、繰り返される場合には、指定の効力を停止します。
- (2) 完了検査時に発覚した場合には、調査後に施工やり直しとなることもあります。

お問合せ 担当 水道課 経営給水担当(長田、石川)
電話 0533-66-1206